

事業所の健康保険ご担当の皆様へ ～正しい保険証のルール～

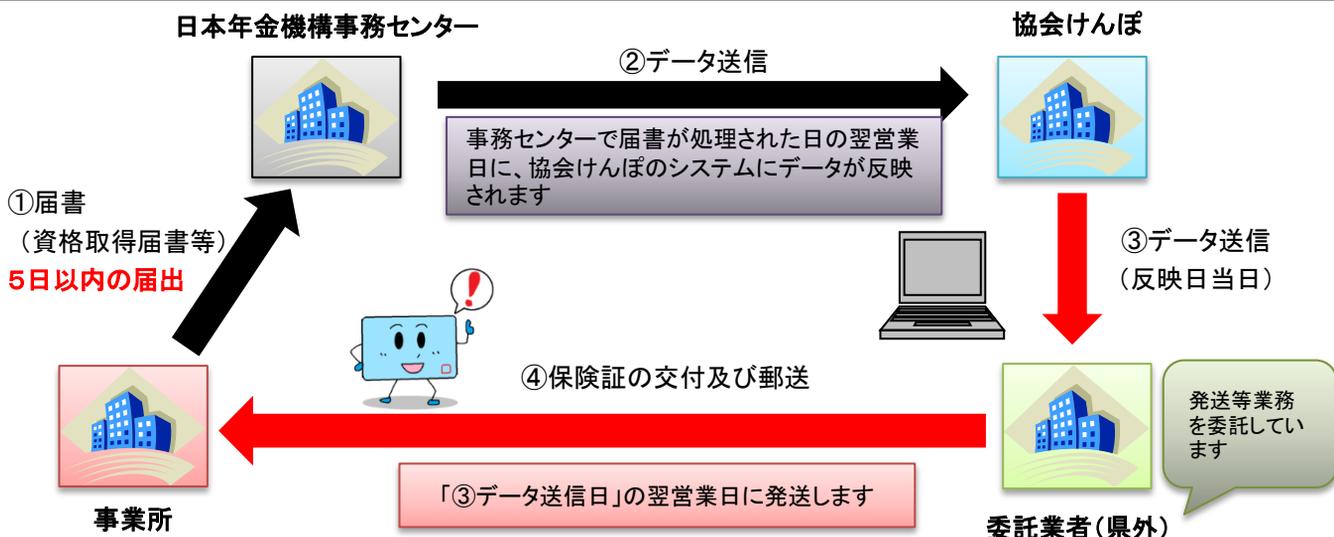


医療機関を受診する際は、健康保険に加入していることを示す保険証を提示しなければなりません。

しかし、退職などで本来事業所に返却しなければならない保険証で、誤って医療機関を受診するケースが後を絶ちません。

保険証の正しい取り扱いを知って適正にご利用いただくため、従業員やそのご家族の皆様へ「正しい保険証のルール」をお知らせください。

1. 保険証の交付の流れ



2. 医療機関を受診する際のルール

Point① 医療機関を受診の際には、毎回保険証を提示しましょう。

Point② 70歳から74歳の方は医療費の負担割合が異なるため、保険証と一緒に「高齢受給者証」を提示しましょう。

Point③ お仕事や通勤途中のケガや病気など、労災保険の給付対象については、保険証は使用できません。

Point④ 交通事故など他人の行為(第三者行為)によるケガや病気について保険証を使用する場合は、すぐに協会けんぽに連絡いただき、「第三者行為による傷病届」を速やかに提出しましょう。

第三者行為とは例えばこんなとき・・・

交通事故(通勤途上など労災保険対象を除く)、自転車とぶつかった、他人の飼い犬にかまれた、暴行を受けた

Point⑤ 受診中で転職や退職した場合は、医療機関の窓口にその旨伝えましょう。



3. 保険証が使える期間

会社で働く加入者ご本人（被保険者）

- **保険証が使えるようになります**
会社に入社した日（保険証の資格取得年月日）から

- **保険証が使いなくなります**
・退職した翌日から
・75歳になった日から

被保険者の扶養家族（被扶養者）

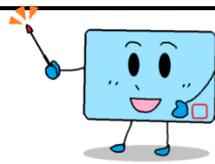
- **保険証が使えるようになります**
収入などの条件を満たし、被扶養者の認定を受けた日（保険証の認定年月日）から

- **保険証が使いなくなります**
・被扶養者の条件を満たさず、扶養されなくなった日から
・被保険者が退職した翌日から
・被保険者や被扶養者が75歳になった日から

退職日の翌日・扶養解除日以降は使えません！

4. こんな勘違いをされていませんか？

- ☆ 新しい保険証ができるまで（届くまで）使えるだろう
- ☆ 月の途中の退職だから、月末まで使えるだろう
- ☆ 会社から何も言われていないから使えるだろう
- ☆ 病院では何も言われなかったから大丈夫だろう



これらの考えは間違いです！
ご注意ください！

退職後に誤って在職中の保険証を使った場合は、協会けんぽが負担した医療費を返納していただくことになります。

《例》 医療費（10割）が2万円の場合、病院の窓口で6,000円（3割負担の方の場合）を支払っていますので、残り14,000円が後日「協会けんぽ」から請求されます。

※協会けんぽでは、このような場合ご本人様あてに返納のお知らせと納付書を送付しておりますが、一部の方についてはお返しいただいていない状況です。そのため、文書や電話・ご自宅訪問による催告を行っております。繰り返し催告を行っても返納いただけない場合には、裁判所へ支払督促申立てや少額訴訟等の法的手続きを経て、強制執行（給与・預金等の差押え）による回収をすすめています。



5. 退職をする際に気を付けていただきたいこと

- ☆ **退職される方**
 - 保険証をご家族の分も含め、事業所の健康保険ご担当の方へ速やかに返却しましょう。
 - 定期的に医療機関を受診している方は、保険証が変わったことをすぐに医療機関に伝え、新しい保険証を受け取ったら病院の窓口に提示しましょう。
- ☆ **事業所の健康保険ご担当の方**
 - 退職される方から保険証をご家族の分も含めて全て回収し、資格喪失届等に添付して5日以内に日本年金機構事務センターへ提出しましょう。
 - 退職をされる方が、国民健康保険等に加入するための手続きをスムーズに行えるよう、「資格喪失証明書」を作成し交付してください。



平成28年度
協会けんぽ沖縄支部の状況

保険証の回収率は全国7-スト3位で、1位とは4%以上もの開きがあります。未返却枚数は5,000枚を超えており、これは全国で9番目の多さです。

※東京都・政令指定都市のある道府県を除くと1番の多さです。

退職後に在職中の保険証を誤って使用（無資格受診）したことで、医療費を返納していただくことになった金額は約7,500万円です。